

分館長及び主事に対する感謝状贈呈取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒河江市公民館に関する条例施行規則（昭和49年教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第3条の2の感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(贈呈の対象者)

第2条 感謝状の贈呈は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 分館長又は分館主事（以下「分館長等」という。）の職にあった期間が通算5年以上であって、分館活動の振興に対する功績が顕著な者
- (2) 前号に掲げる者のほか、特に教育長が認めた者

2 規則第3条の2の感謝状を贈呈した者に対し、複数回の感謝状の贈呈は行わないものとする。

(贈呈の時期)

第3条 感謝状の贈呈は、分館長等の職にあった最終年度の翌年度に開催する寒河江市公民館連絡協議会の総会において行うものとする。ただし、教育長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(贈呈対象者の上申)

第4条 地区公民館長は、第2条各号に該当すると認められる者がある場合は、分館長・主事表彰上申書（別記様式）により、感謝状の贈呈を教育長へ上申するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

寒河江市教育委員会教育長 様

地区公民館名 _____

館 長 名 _____

電 話 番 号 _____

分館長・主事表彰上申書

分館長及び主事に対する感謝状贈呈取扱要綱第4条の規定により、分館長・主事の表彰について上申いたします。

記

被 表 彰 者	郵便番号	
	住 所	
	氏名(ふりがな)	()
	生 年 月 日	年 月 日
	電 話 番 号	
功 績 の 内 容	要 綱 該 当 号	<input type="checkbox"/> 第2条第1号 <input type="checkbox"/> 第2条第2号
	理 由	

備考

- 1 「氏名（ふりがな）」欄の漢字の氏名を感謝状に記載いたします。
- 2 この「分館長・主事表彰上申書」は、該当者ごとに提出してください。
- 3 第2条第1号該当の場合は、分館長または分館主事の職にあった期間をそれぞれ分けて記載してください。
- 4 功績の内容は、任意の様式で提出可能です。